下水道施設の寄附に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市以外の者が設置した下水道施設の寄附について、必要な事項 を定めるものとする

(申し込み)

- 第2条 下水道施設を寄附しようとする者(以下「申込者」という。)は、前橋市公営企業 管理者(以下「管理者」という。)に申し込みをしなければならない。
- 2 前項の申し込みは、下水道施設寄附申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。) によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

(受け入れ)

- 第3条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を確認し、相当と認める場合は、必要な条件を付し寄附の受け入れをすることができる。
 - (1) 寄附しようとする下水道施設(以下「寄附物件」という。)は、前橋市(以下「市」という。)の公共下水道計画に基づいて設置されていること。
 - (2) 寄附物件は、前橋市水道局下水道工事標準仕様書に基づいた構造であること。
 - (3) 寄附物件は、市の検査に合格していること。
- 2 管理者は、前項による寄附の受け入れをしたときは、申込者へ下水道施設寄附受入書 を交付する。

(寄附物件の維持管理)

第4条 前条第1項により受け入れた寄附物件は、市が維持管理を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 申し込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(補則)

第6条 この基準の定めない事項については、そのつど管理者が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。